施設における 不在者投票事務の手引

令和5年5月

群馬県選挙管理委員会

目 次

1	他設にあける个任有投票の做安	ı
п	不在者投票に従事する者	3
Ш	不在者投票の実施手順①(事前準備)	5
IV	不在者投票の実施手順②(外部立会人の導入等)	7
V	不在者投票の実施手順③(投票用紙等の請求)	9
VI	不在者投票の実施手順④(投票の実施)	1 1
VII	不在者投票の実施手順⑤(投票後の処理)	1 5
VIII	不在者投票特別経費の請求	1 7
IX	不在者投票に関するQ&A	2 0
X	各様式の記載例	2 8
ХI	様式集	5.0

本手引の本文中では、法令等の略称として、以下の表記を用いています。

「 法 」公職選挙法

「 令 」公職選挙法施行令

「県選管」群馬県選挙管理委員会

「市町村選管」各市町村の選挙管理委員会

本手引に関する問い合わせ先

群馬県選挙管理委員会

電話: 027-226-2218
FAX: 027-243-2205
MAIL: senkan@pref. gunma. lg. jp

l 施設における不在者投票の概要

不在者投票は、選挙の当日に投票所に行けない選挙人や、身体に重度の障害がある選挙人のために、投票日の前でも投票できる方法を与えるように考えられた制度であり、一般投票の例外として特に厳格な事務手続が規定されています。この規定に反した投票は無効となるため、事務処理を正しく行う必要があります。

1 不在者投票のできる施設の種類

各施設からの申請に基づき各都道府県の選挙管理委員会が指定した施設(以降「指定施設」といいます。)及び法令で定められた施設(以降「刑事施設等」といいます。)において、不在者投票を行うことができます。

【指定施設】

- (1)病院(介護老人保健施設・介護医療院を含む。)
- (2) 老人ホーム(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、 軽費老人ホーム、有料老人ホーム)
- (3) 身体障害者支援施設
- (4) 保護施設
- (5) 原子爆弾被爆者養護ホーム

【刑事施設等】

- (6) 国立保養所
- (7) 刑事施設、労役場、監置場又は警察留置場
- (8) 少年院又は少年鑑別所
- (9) 婦人補導院

2 指定施設となるための手続

上記(1)~(5)の施設が指定を受けるためには、県選管に申請をする必要があります。申請受付後、県選管職員による施設調査を行った上、県選管における審議を経て指定を行います。

【指定までの流れ】 *申請から指定までに通常1~2か月を要します。

- (1) 施設による申請
 - 不在者投票施設指定申請書(様式1・51 ダ)により申請書を作成
- (2) 県選管職員による施設調査投票実施方法の説明、投票記載場所の確認等
- (3) 県選管での審議、指定
- (4) 県報への告示

なお、指定施設のうち<u>施設等の名称や所在地に変更</u>があった場合は、**不在者投票施設** 届出事項変更届(様式2・53 分)により報告してください。

また、諸事情により指定の解除を受けたい場合は、**不在者投票施設指定解除申請書(様式3・54**分)により申請してください。

3 不在者投票のできる者

不在者投票のできる者は、次の全ての条件を満たしていなければなりません。

- (1)選挙人であること(法第9条、第42条、第43条)。 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有し、選挙人名簿に登録されている人が 投票できます。
- (2) 指定施設、刑事施設等に入院(入所)中又は収容中であること(令第50条第1項・第4項、第55条第4項第2~5号)。
- (3)上記(2)のうち、指定施設に入院(入所)している場合、投票日当日、次のいずれかに該当する見込みであること(法第49条第1項)。
 - ・疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害若しくは産褥にあるため歩行が困難である こと(法第48条の2第1項第3号)。
 - ・歩行が可能である者については、自分の登録されている選挙人名簿の属する投票 区の区域外にある指定施設に入院(入所)中であること(法第48条の2第1項 第2号)。
- ※ 指定施設及び刑事施設等の職員や、入院中の選挙人の付添人等は、指定施設及び刑事施設等で不在者投票を行うことはできません。職員や付添人等が選挙期日前に投票をする場合は、名簿登録地の市町村選管が指定する場所での期日前投票か、施設所在地の市町村選管が指定する場所での不在者投票を行うことになります。

4 不在者投票のできる期間及び時間

不在者投票は、選挙期日の公示(告示)の日の翌日から選挙期日の前日まで(最高裁判所裁判官国民審査も原則は審査期日の告示の日の翌日から審査期日の前日までですが、例外的に審査期日の7日前から審査期日の前日までになることがあります。)の期間において、土日、祝日を含めた毎日午前8時30分から午後5時までの時間帯において実施することができます。

公示(告示)日の定めは下表のとおりであり、不在者投票のできる期間も選挙の種類によって異なります。特に町村長及び町村議会議員の選挙については、当該期間が4日間と短いため、注意してください。

選挙等の種類	公示(告示)日
衆議院議員の選挙	選挙期日の12日前まで
最高裁判所裁判官国民審査	審査期日の12日前まで
参議院議員の選挙	選挙期日の17日前まで
都道府県知事の選挙	" 17日前まで
都道府県議会議員の選挙	" 9日前まで
市長及び市議会議員の選挙	7日前まで
町村長及び町村議会議員の選挙	リ 5日前まで

Ⅱ 不在者投票に従事する者

1 不在者投票管理者

(1) 不在者投票管理者となる者

指定施設又は刑事施設等における不在者投票の事務は、次の者が不在者投票管理者となり、行うことと定められています。

施	〕設の種類	不在者投票管理者	左記の者が欠けた場合等に 不在者投票管理者となる者
	病院(介護老人 保健施設・介護医 療院を含む。)	病院の院長	病院の院長の職務を代理すべき者
指定	老人ホーム	老人ホームの長	老人ホームの長の職務を代理すべき者
施施	身 体 障 害 者 支 援 施 設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者
設	保護施設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者
	原子爆弾被爆者 養 護 ホ ー ム	原子爆弾被爆者 養護ホームの長	ホームの長の職務を代理すべき者
国	立保養所	所 長	所長の職務を代理すべき者
	施設、労役場、監 引又は警察留置場	刑事施設の長又は 警察留置場の留置 業務管理者	刑事施設の長又は警察留置場の留置業務 管理者の職務を代理すべき者
少年	三院、少年鑑別所	少年院の長又は 少年鑑別所の長	少年院の長又は少年鑑別所の長の職務を 代理すべき者
婦	人 補 導 院	婦人補導院の長	婦人補導院の長の職務を代理すべき者

(2) 不在者投票管理者の業務

不在者投票管理者が行う業務は次のとおりです。

- ① 不在者投票の記載場所の確保、設備
- ② 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付請求 (代理請求の場合)
- ③ 不在者投票立会人の選任
- ④ 投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書の点検
- ※不在者投票証明書は、選挙人が自ら投票用紙等の交付を請求した場合のみ送付されます。
- ⑤ 選挙人への投票用紙等の交付、投票実施
- ⑥ 代理投票の許否決定と代理投票補助者の選任
- ⑦ 市町村選管への投票送致
- ⑧ 不在者投票特別経費の請求

2 不在者投票立会人

投票に立ち会い、投票が公正に行われるように監視する役割を果たします。

不在者投票管理者は、<u>選挙権を有する者</u>の中から、不在者投票立会人を最低 1 人選任 しておかなければなりません(不在者投票立会人不在のまま行われた不在者投票は無効 となります。)。

なお、不在者投票立会人は、<u>不在者投票管理者や代理投票補助者を兼ねることはでき</u>ず、投票用紙の交付等の投票事務を行うこともできません。

また、不在者投票立会人は、投票の完了した不在者投票用外封筒の裏面に署名(自署)しますが、この署名のない投票は、選挙当日不受理となりますので注意してください。

【不在者投票立会人の外部選任 (外部立会人の導入)】

指定施設及び国立保養所(刑事施設等は国立保養所を除き対象外。以降「指定病院等」といいます。)の不在者投票管理者は、市町村選管があらかじめ選定した者(外部立会人)を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています(法第49条第10項)。各指定病院等においては、外部立会人の導入について積極的に御検討ください(7~850 参照)。

3 代理投票補助者

心身の故障その他の事由により自分で侯補者の氏名を書くことができない選挙人には、不在者投票管理者は立会人の意見を聴いて、代理投票をさせることができます。この場合、下記4の事務従事者のうちから、補助者2人を選任することになります。

投票記載所においてその補助者1人の立ち会いの下に、別の補助者(代理記載人)が 選挙人の指示する候補者の氏名を記載し、不在者投票管理者に提出します。

- ※ <u>不在者投票管理者・立会人</u>は、<u>代理投票補助者を兼務することができません</u>ので、 御注意ください。
- ※ 選挙人の家族や付添人等は、代理投票補助者として選任することは法令上できませんので、投票記載所で選挙人の意思確認等を行う投票手続にも関与させられません。 (ただし、やむを得ない事情がある者として不在者投票管理者が認めた場合には、投票記載所に入ることはできます。)

よって、代理投票補助者は、投票手続きに入る前に、選挙人の家族等との間で、候補者の氏名等の確認に必要な選挙人本人の意思確認の方法について事前打合せを行う等、個々の選挙人の状況に応じて適切に対応してください。

4 事務従事者

不在者投票管理者の指示の下で、投票事務に従事します。

※ 不在者投票に従事する者には、法第255条第1項の規定により、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪の罰則の適用があります。また、不在者投票管理者は、業務上の地位を利用し、不在者投票に関して選挙運動をすることが罰則をもって禁止されています(法第135条第2項、第241条第2号)。

Ⅲ 不在者投票の実施手順①(事前準備)

1 不在者投票日時・請求手続き等の入所者等への周知、投票意思の確認

各施設における不在者投票の実施日時や、投票用紙等の請求手続き等について、各施設の状況に応じて、入所者等に対し、適切かつ確実に周知してください。

この際、不在者投票できる者に該当する可能性のある入所者等の投票意思(施設で不在者投票を行うか否か)等の確認についても漏れなく行うよう御配意ください。

2 不在者投票立会人と代理投票補助者の選任

不在者投票管理者は、不在者投票立会人を**不在者投票立会人選任・承諾書(様式 6・** 58 分)により、また代理投票補助者を**代理投票補助者選任・同意書(様式 7・59** 分)により、あらかじめ選任しておきます。

なお、不在者投票管理者は、**外部立会人**の導入等により不在者投票の公正確保に努めなければならないとされていますので、各施設において積極的な御検討をお願いします (導入手続き等は7~8分参照)。

3 投票用紙等の請求依頼

上記1の手続きにより、投票する意思をあらかじめ確認した入所者等から、投票用紙 及び不在者投票用封筒の請求依頼を受けた場合は、不在者投票管理者が投票用紙等の交 付請求を行います(請求手続きは9分参照)。

4 不在者投票事務処理簿等の準備

投票の記録等に必要な各種事務処理簿(**様式8・60** デ、9・61 デ、11・63 デ)を準備しておきます。

5 投票記載所の準備

投票記載所の設備は、投票用紙に記入しているところを他人がのぞき見たり、投票用 紙の交換その他不正な行為をしたりすることができないよう配慮する必要があります。

(1) 投票記載所の条件

- ① 不特定多数の者が行き来するロビー等は避け、会議室等を確保すること。
- ② 投票を記載するための机等を置くこと。その配置は投票の秘密が守られるよう 配慮すること。
- ③ 点字投票を申し立てた選挙人がいる場合は、点字器を用意すること。
- ④ 選挙運動又は政治活動に関するポスター、ビラなどを置かないこと。また、室外のポスターなどが見えないよう工夫すること。
- ⑤ 候補者氏名等は一切掲示しないこと。

【投票記載所における候補者氏名等の掲示はできない】

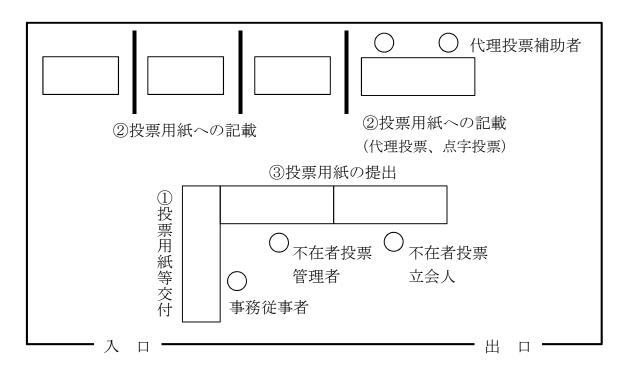
施設における不在者投票においては、法第175条の規定により、候補者氏名等を掲示することはできません。選挙人から候補者氏名等一覧を見せて欲しいという要望がある場合には、投票記載所外の場所に選挙公報等を置いておき、選挙人が自由に見られるようにしておくといった対応が考えられます。

(2) ベッド上での投票

重病人等で歩行困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理下で不在者投票立会人の立ち会いがある場合に限り、例外としてベッド上で投票することができます。 なお、その際は、投票の秘密保持に特に注意を払うとともに、室内に選挙運動又は 政治活動に関するポスター、ビラなどがある場合は予め撤去しておいてください。

(3) 投票記載所の配置例

下図は、あくまで例示ですので、会議室の面積、形状や不在者投票を行う選挙人の 数等を考慮の上、配置してください。



Ⅳ 不在者投票の実施手順②(外部立会人の導入等)

1 外部立会人の導入等による不在者投票の公正の確保

不在者投票管理者は、外部立会人を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。指定病院等の不在者投票管理者は、次のア〜ウのいずれかの取組みを行うことについて御検討ください。

- (1) 市町村選管が選定(又は任命)した者を外部立会人として選任
- (2) 市町村選管の職員を、外部立会人として不在者投票に立ち会わせる
- (3) 不在者投票が行われている時間中に、市町村選管の職員の派遣を求め、不在者投票が公正かつ適正に行われているか確認を受ける

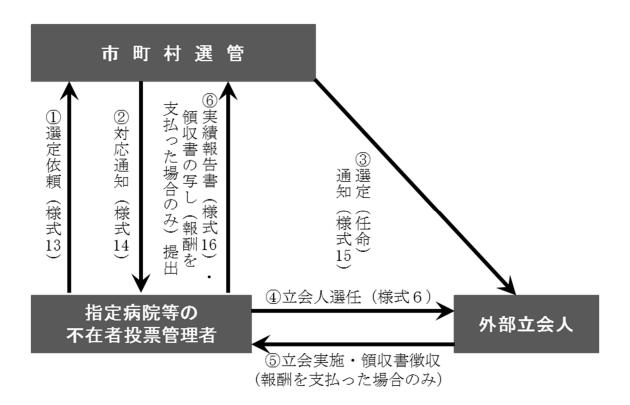
なお、上記のいずれの方法によるかは、各市町村によって取扱いが異なりますので、 各指定病院等の所在地の市町村選管に御相談ください(市町村選管の連絡先は18 計参照)。

2 外部立会人の導入手続き

市町村選管が選定(又は任命)した者を外部立会人として選任する方法を導入する場合は、次の手順によってください。

- (1)外部立会人の選任を希望する指定病院等は、外部立会人選定依頼書(様式 13・66 ⑤)により、指定病院等の所在地の市町村選管にその旨依頼してください。
- ※ 投票実施日を決定した段階で早めに電話等で相談してください(投票用紙の請求前でも可能)。
- (2) 依頼を受けた市町村選管は、対応について指定病院等に通知します(様式 14・67 ⑤)。外部立会人を派遣する場合は、外部立会人候補者名簿等の中から選定又は任命した者の氏名を通知します。また、派遣できない場合は、職員を巡回させるか又は希望に添えない旨を通知します。
- ※ 外部立会人を派遣する場合は、指定病院等において報酬を支払う必要があるか否かについても、 併せて通知されます。
- ※ 立会人候補者の人数が不足する等の理由により、依頼のあった指定病院等に対し立会人を派遣できない場合は、情報提供のあった投票実施時間中に職員を巡回させる等、可能な範囲で代替手段を講じることとしていますので、御了承ください。
- (3)外部立会人を派遣する市町村選管は、外部立会人選定(任命)通知(様式 15・68 ﴾) により立会人宛て通知します。
- (4) 不在者投票実施日当日、指定病院等の不在者投票管理者は、投票を開始する前に、 通常の手続き(5分参照)により、不在者投票立会人を選任します。
- (5) 指定病院等において報酬を支払った場合は、立会人から領収書を徴してください。
- ※ 市町村選管が<u>任命</u>した者を立ち会わせる場合(85-3の(2)による方法)は、市町村選管が 報酬を直接支払いますので、指定病院等において報酬を支払う必要はありません。
- (6) 不在者投票実施後、指定病院等は、立会人を選定した市町村選管宛てに、外部立会人選任による不在者投票実績報告書(様式16・69 分)及び領収書の写しを提出してください。
 - ※ 指定病院等が立会人に報酬を支払った場合は、不在者投票特別経費の請求先となる選挙管理 委員会に対しても、同書を請求書等に添えて提出してください(請求方法は17分参照)。

【外部立会人の導入手続きフロー図】



3 外部立会人の選任方法

上記1 (1) の方法により外部立会人を選任するに当たっては、次の2通りの方法があります。各市町村選管によって対応が異なりますので、各施設の所在地の市町村選管に外部立会人の選定を申し出た際に、御確認ください。

- (1) 市町村選管が選定した者を、不在者投票管理者が外部立会人として選任する方法
- (2) 市町村選管が市町村の公務員として外部立会人を任命し、その者を不在者投票管 理者が外部立会人として選任する方法

4 外部立会人に対する報酬の支払い

市町村選管が選定した外部立会人が不在者投票に立ち会った場合、実績に応じて報酬を支払うことになりますが、支払方法は上記3の選任方法によって異なります。

【上記3の(1)による方法により選任した場合】

不在者投票管理者は、外部立会人に対し、実際に従事した時間に応じて報酬を支払ってください(なお、この場合、上記2(5)の手続きにより領収書を徴収してください。)。

なお、当該報酬相当額については、不在者投票特別経費として、不在者投票の事務的経費と併せて選挙管理委員会に請求することができますので、当該選挙が終了次第、速やかに手続きを進めてください(請求方法は17 計参照)。

【上記3の(2)による方法により選任した場合】

市町村選管が外部立会人に報酬を直接支払いますので、不在者投票管理者から報酬を支払う必要はありません。

ただし、この場合であっても、外部立会人を選任した市町村選管宛て、**外部立会人** 選任による不在者投票実績報告書(様式 16・69 %)を提出してください。

V 不在者投票の実施手順③(投票用紙等の請求)

投票用紙等を、<u>選挙人の名簿登録地(原則として住民票のあるところ)の市町村選管委</u> 員長に請求し、交付を受けます。

1 投票用紙等の請求期間

選挙期日の前日までで、選挙期日の公示(告示)の前でも請求できます。

【注意】最高裁判所裁判官国民審査の請求期間については、例外的に審査期日の7日前 から審査期日の前日までになることがあります。

2 投票用紙等の請求手続き

(1) 選挙人から依頼を受けて、不在者投票管理者が請求する場合(代理請求)

選挙人

(依頼の書類) *依頼は口頭でもできますが、書面によることが適当です。

・投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書(様式4・55 🖫)

不在者投票管理者

持参又は郵送

(請求に必要な書類)

- ・投票用紙及び不在者投票用封筒請求書(様式5・56 ター~57 ター)
 - *都道府県の選挙では「現住所」と「選挙人名簿に登録されている住所」が 異なる場合は、証明書の提示又は確認が必要です。(10 🖫 下段参照)

名簿登録地の市町村選管委員長

(交付される物件)

- 投票用紙
- ・不在者投票用封筒 *内・外封筒があります。

不在者投票管理者

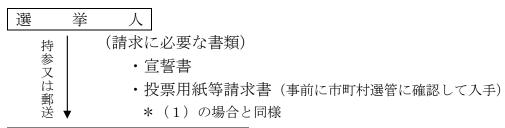
*交付された投票用紙等の枚数に過不足がないかなど、必ず御確認ください。

【よくある質問】

- Q1 選挙人から依頼を受けて投票用紙等の請求をする場合、不在者投票管理者本人でなければ請求できませんか。
- A1 不在者投票管理者から投票用紙等の請求をすることを依頼されていれば、その代理人でもよく、例えば庶務担当課長でも請求できます。
 - この場合には、**投票用紙等請求書(様式 5・56 掌)**の「職・氏名」欄に「○ △病院長代理人 庶務課長 ○○○○」のように明記してください。
- Q 2 あらかじめ不在者投票を行うこととしている日以外の日に選挙人から投票用 紙等の請求の依頼があった場合、依頼を断ってもよいでしょうか。
- A 2 日を特定していることを理由として依頼を拒否することのないようにしてく ださい。

(2) 選挙人が自ら請求する場合(本人請求)

指定施設及び刑事施設等に入院(入所)している選挙人は、自ら投票用紙等を直接 名簿登録地の市町村選管委員長へ請求した場合、施設で不在者投票を行うことができ るほか、現に所在(居住)している市町村の不在者投票所においても投票ができます。



名簿登録地の市町村選管委員長

(交付される物件)

- 投票用紙
- ・不在者投票用封筒 *内・外封筒があります。
- ・不在者投票証明書 *不在者投票証明書用封筒に入っています。

選挙人

(3) 点字投票を申し立てる場合

不在者投票管理者が点字用の投票用紙等を請求する場合、投票用紙等請求書(様式 5・56~57 分)の「備考」欄にその旨を記載します。また、選挙人が自ら点字用の投 票用紙等を請求する場合も、その旨の申立てをしなければなりません。

(4)「現住所」と「選挙人名簿に登録されている住所」が異なる場合

選挙人名簿に登録されるには、住民票がつくられた日(他の市区町村からの転入者は転入届をした日)から引き続き3か月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている必要があります。また、前住所地の市町村においては選挙人名簿に「転出」の旨の表示がなされ、4か月経過後に抹消されます。そのため、住所移転後、現住所地の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間の扱いはおおむね次のとおりとなります。

- ① 国の選挙の場合 (衆議院議員・参議院議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査) 前住所地の市町村で投票できます。
- ② 都道府県の選挙の場合(知事、県議会議員の選挙) 県内市町村から引き続き**同一県内の**他の市町村に住所を移した場合、前住所地の市町村で 投票することができます。

この場合、前住所地の市町村選管への請求には<u>「引き続き当該都道府県の区域に住所を有することを証するに足りる文書」を添付</u>又は<u>引き続き当該都道府県の区域に住所を有することの確認を申請</u>する必要があります。

③ 市町村の選挙の場合 現住所地、前住所地どちらの市町村の選挙にも投票することはできません。

VI 不在者投票の実施手順4(投票の実施)

1 市町村選管からの投票用紙等の受領

投票用紙等の請求を受けた市町村選管は、直ちに選挙人名簿と対照し、その請求が適当であると認めたときは、投票用紙等を不在者投票管理者(又は代理人)に交付し、又は郵便をもって発送します(事前に請求があった場合は、選挙期日の公示(告示)日の翌日以降、直ちに発送等をする扱いになります。)。

受領した際には、必ず以下の事項を御確認ください。

- (1) 投票用紙及び不在者投票用封筒の数が、請求した選挙人の数と一致するか。
- (2) 点字によって投票する旨の申立てをした選挙人に対して交付された投票用紙に、 「点字投票である旨の表示」がされているか。

2 選挙人への投票用紙等の交付

(1) 不在者投票管理者が投票用紙等を請求した場合(代理請求の場合)

投票用紙は、投票記載所で交付するように配慮することが管理上必要です。その際 は以下の事項に御留意ください。

- ① 選挙人を誤って交付することのないように注意すること。(例) A町の選挙人に、B市選管から交付された投票用紙等を渡していないか。
- ② 点字投票を希望する選挙人に交付する投票用紙には、「点字投票」の表示がされているか確認すること。
- ③ 2つ以上の選挙を同時に行う場合、投票用紙と封筒の組み合わせを間違えないよう、交付の際に説明すること。なお、はじめに1つの選挙の投票を終えてから、別の選挙の投票用紙等を交付すると間違いがありません。
- ※ 投票用紙の交付誤り(二重交付等)のないよう、必ず枚数を御確認ください。

(2) 選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合(本人請求の場合)

自ら投票用紙等を請求した選挙人がいる場合は、次のとおり取り扱ってください。

① 投票用紙と不在者投票用封筒を提示させ、点検する。

(点検例)

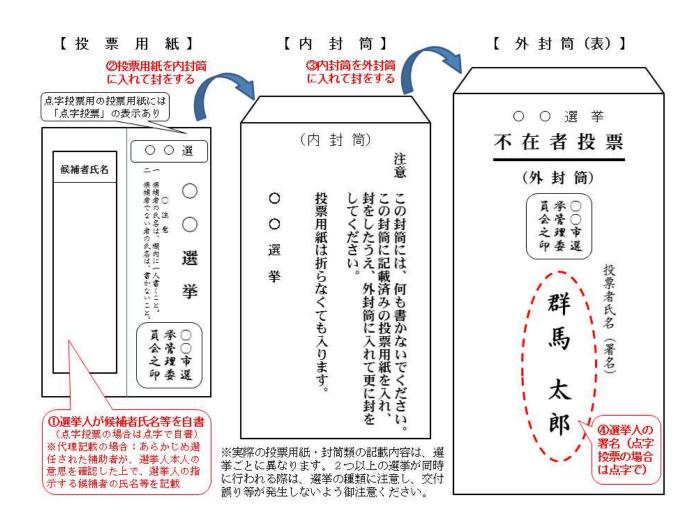
- ・ 所定の投票用紙か。
- ・投票用紙に候補者の氏名等が既に記載されていないか。
- ・点字投票の場合、投票用紙には、「点字投票」の表示がされているか。
- ② 不在者投票証明書の入っている封筒を提出させ、開封して点検する。 (点検例)
 - 不在者投票証明書用封筒の封が開いていないか。
 - 本人であるかどうか。
- ※ 点検の前に不在者投票証明書の封筒が開封してある場合には、いかなる理由であっても投票させることはできません。また、投票前に既に投票用紙に候補者の氏名等が記載されていた場合は、選挙人に交付を受けた市町村選管へ引き換えの請求をさせてください。

3 投票の手順

(1) 一般の不在者投票の場合

不在者投票を行う選挙人に、投票を行う選挙の投票用紙、不在者投票用封筒(内封筒、外封筒)を渡す際に、次の手順で投票することを説明してください。

- ① 投票用紙に候補者1人の氏名(衆議院比例代表選出議員選挙にあっては、1つの政党等の名称・略称、参議院比例代表選出議員選挙にあっては政党等が届け出た候補者名簿に記載された候補者1人の氏名又は候補者1人の氏名に代えて候補者名簿を届け出た1つの政党等の名称・略称、最高裁判所裁判官国民審査にあっては、やめさせた方がよいと思われる裁判官の欄に×印)を自書します。
- ② 投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をします。
- ③ 不在者投票用内封筒を、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をします。
- ④ 選挙人本人が、外封筒の表面に氏名を署名(自書)します。
- ⑤ 不在者投票管理者に提出します。



(2) 点字投票の場合

点字投票用の投票用紙を用いること、並びに候補者の氏名等の記載及び不在者投票用外封筒の表面の署名(自書)を点字で行うこと(この外封筒表面の署名は、内封筒を外封筒に入れる前に行わせてください。)以外は、(1)と同様の手順で行います。

(3) 代理投票の申請があった場合

文字の読み書きができない、又は病気や障害によって候補者の氏名を自書できない選挙人は、不在者投票管理者に申請して代理投票をすることができます。

① 代理投票の方法

事務従事者は、直ちに当該選挙人を不在者投票管理者の面前まで連れて行き、選挙人の氏名及び代理投票事由を述べさせます。これを受けて、不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて、代理投票させるかどうかを決定します。

不在者投票管理者が代理投票させることを 決定し、その決定に立会人に異議がないときは、 あらかじめ選任した代理投票補助者2人に指 示し、その立会いの下に他の1人(代理記載人) に投票記載場所で選挙人の指示する候補者1 人の氏名等を記載させ、これを不在者投票用内 封筒に入れ封をさせた上で、不在者投票用外封 筒に入れ封をさせ、外封筒の表面に**選挙人の氏 名を記載**させ、直ちに提出させます。

② 代理投票の拒否

代理投票の事由がないと不在者投票管理者 が認めたときは、立会人の意見を聴いて代理投 票を拒否することができます。

③ 代理投票の仮投票をさせる場合

代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき、又は代理投票をさせることについて立会人に不服があるときは、「代理投票の仮投票」をさせます。

代理投票の仮投票の場合には、①の手続きに加えて、代理記載人に不在者投票用外封筒表面の選挙人氏名の左欄に、代理記載人の署名(自書)をさせ、提出させます。

④ 処理経過の記録

代理投票や仮投票を行う場合は、**代理投票処理簿**(様式8・60 学)、仮投票処理簿(様式9・61 学)を作成し、記録を残してください。

が記載

外封

筒

(表

3

理

投票

の仮投票の場

4 投票終了後の不在者投票用封筒(外封筒)への処理

不在者投票管理者は、投票用紙の入った不在者投票用外封筒の裏面に、投票の年月日、投票の場所及び不在者投票管理者の氏名を記載(ゴム印でも可)し、立会人に署名(自書)させます。

これらの記載事項のうち、立会人の署名欄に限っては、ゴム印等を使用することはできず、<u>必ず立会</u>人自身が署名しなければなりませんので、御注意ください。

【外封筒 (裏) 】



【受理されない投票】

次のような不在者投票は、選挙期日当日の投票管理者(開票管理者)において「不受理」とされてしまうので、不在者投票管理者は提出を受けた際に必ず御確認願います。

- ① 外封筒の表面に選挙人の署名のないもの
- ② 外封筒の裏面に投票年月日、場所、不在者投票管理者氏名の記名のないもの
- ③ 外封筒の裏面に立会人の署名のないもの(またはゴム印等自署でないもの)
- ④ 代理投票の仮投票について、外封筒の表面に代理記載人の署名がないもの (またはゴム印等自署でないもの)
- ⑤ 外封筒に不用な事項の記載のあるもの
- ⑥ 外封筒の封がされていないもの

5 不在者投票事務処理簿の作成

不在者投票管理者は、投票実施の記録として**不在者投票事務処理簿(様式 11・63** 🖫)を作成してください。

なお、この処理簿は、不在者投票特別経費の請求の際にも必要になります。

₩ 不在者投票の実施手順(5)(投票後の処理)

1 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、投票用紙の入った不在者投票用外封筒(選挙人自ら投票用紙等を請求した場合は、不在者投票証明書も同封)を適当な封筒に入れて封をした後、表面に「不在者投票在中」と朱書きし、さらに裏面に施設名、所在地、不在者投票管理者名を記載(ゴム印でも可)して、選挙人の名簿登録地の市町村選管委員長に持参又は郵送します(誤って県選管等に送付しないよう御注意ください。)。また、点字投票や代理投票を行った場合は、点字投票・代理投票報告書(様式 10・62 デ)、不在者投票事務処理簿の写しも併せて同封してください。

なお、<u>投票用紙等の郵送には、速達や書留、交付記録郵便(いわゆるレターパック)</u> を使用するなど、適切な取扱いに御協力ください。

【投票送致用封筒(例)】 (表) (裏) 封印 ____ 切 丰)〇市選挙管理委員会委員長 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 × 町 者投票在 Δ 番 院 中 튽 赤城 選挙) 朱書きで記 あ

- ※ 開票開始に間に合わなかった投票は無効となってしまいますので、投票終了後の 投票用紙は、なるべく選挙期日の前日(遅くとも選挙期日当日の午前中)までに 市町村選管に届くように郵送又は持参してください。
- ※ 選挙人の名簿登録地でない市町村に郵送するなどの誤りが発生しています。郵送等の前に必ず正しい送付先(選挙人の名簿登録地の市町村選管)であることを御確認ください。

2 未使用の投票用紙等の返却

投票用紙の請求をしたが、実際には投票しなかった選挙人や、選挙期日までに退院(所) した選挙人、死亡した選挙人にかかる投票用紙等は、交付を受けた市町村選管に必ず御 返却ください。

返却は他の選挙人が行った投票の送致と同時でも構いませんが、退院(所)した者が 期日前投票や当日投票を行うためには、施設から不在者投票用に交付された投票用紙等 が返却されている必要がありますので、退院(所)者にかかる投票用紙はお早めに御返 却ください。

3 不在者投票特別経費の請求

指定施設・刑事施設等の長は、不在者投票の事務的経費(投票用紙等の請求・送致にかかる経費)や、市町村選管が選定した外部立会人に支払った報酬の相当額について、不在者投票特別経費として当該都道府県又は市町村に請求することができますので、当該選挙が終了次第、速やかに手続きを進めてください(請求方法は17分参照)。

4 関係書類の保存

不在者投票立会人選任・承諾書、投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書など準備に要した書面や、不在者投票事務処理簿など進捗管理のために用いた書面などの保存については、法令上特段の定めはありませんが、公職の選挙については選挙を実施した年から概ね4年間(次期選挙まで)、最高裁判所裁判官国民審査については審査を実施した年から5年間を目処に、それぞれ保存していただくことを推奨しています。

VIII 不在者投票特別経費の請求

施設の長は、不在者投票に関する経費を当該都道府県又は市町村に請求できますので、 当該選挙終了後、あらかじめ当該選挙管理委員会が示した期限までに請求書を提出して ください。

1 請求金額

(1) 事務的経費

不在者投票をした選挙人1人につき1,073円を限度として、請求することができます。なお、投票用紙を請求したものの実際に投票を行わなかった人は対象外です。

また、知事選挙と県議会議員選挙など、複数の選挙が同時に行われる場合、投票を同時に行った場合の請求金額は、併せて1.073円となります。

(2) 外部立会人への報酬相当額

市町村選管が選定した外部立会人を不在者投票立会人として選任し、施設において報酬(旅費等を含む。)を支払った場合、1日につき10,900円(8.5時間分。時給1,282円)を限度として請求することができます。なお、請求金額は、実際の立会いに従事した時間で算定してください。

2 請求書

請求は**不在者投票特別経費請求書(様式 12・64** 分)により行うこととし、**不在者投票** 事務処理簿(様式 11・63 分)を添付してください。

また、外部立会人に報酬を支払った場合は、前述のIV 2 (6) (7 学参照) の手続きで 市町村選管にも提出した**外部立会人選任による不在者投票実績報告書(様式 16・69** 学) に、**立会人から徴した領収書の写し**を添付の上、併せて提出してください。

なお、群馬県及び県内市町村あて請求書の宛名及び送付先は別表のとおりです。

3 請求先

請求先は選挙の種類によって異なります。

選挙の種類	請求先
(1) 国会議員の選挙((2) を除く)	群馬県
(2) 国会議員の補欠選挙	当該選挙が執行された都道府県
(3) 都道府県議会議員及び知事の選挙	当該選挙が執行された都道府県 (群馬県議会議員及び群馬県知事の場 合は群馬県)
(4)市町村議会議員及び市町村長の選挙	当該選挙が執行された市町村

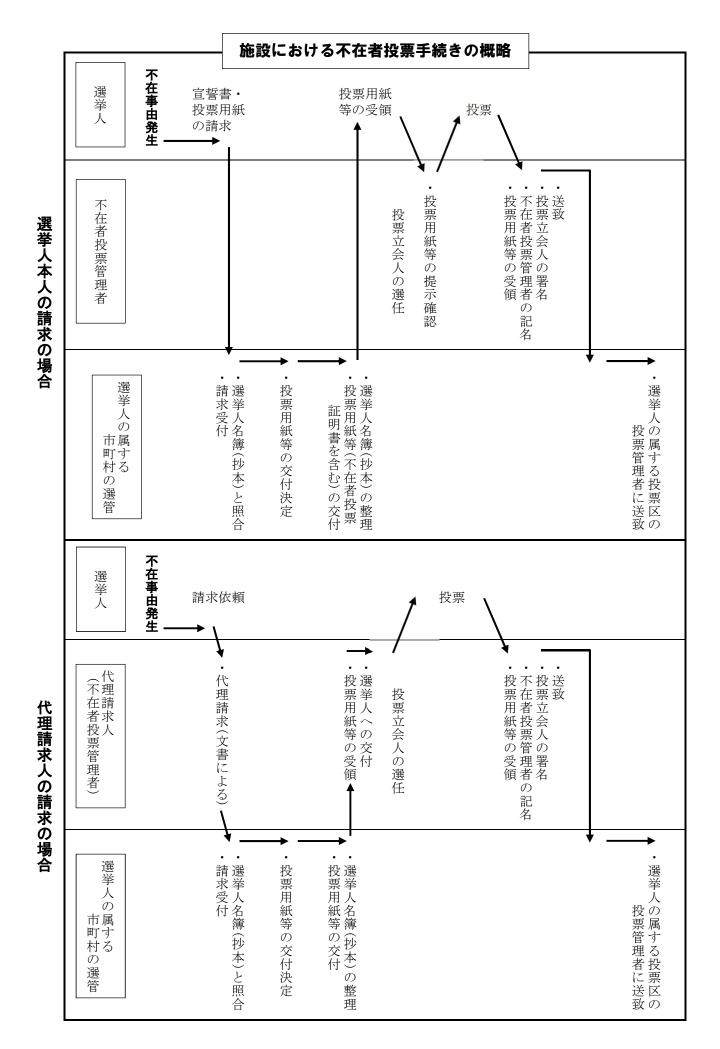
4 交付決定・支払い

請求書等が送付され次第、内容を審査した上で交付決定し、支払事務を進めます。 なお、県選管の場合、当該事務は請求書が到達してから概ね1か月程度かかります。

(別表) 県・市町村選挙管理委員会一覧

		NI		L. 4-		_	=r (a)	高兴平日	44日16日本 サンナー・スケ
	自 ——	治	1	本 名 ———		<u></u>	所 在 地	電話番号	特別経費請求書あて名
北#	岸 馬	郡	榛	東	村	370-3593	榛東村大字新井 790-1	0279-54-2211	榛東村選挙管理委員会書記長
- TL - T	11 7119	ΉΙ	吉	岡	町	370-3692	吉岡町大字下野田 560	0279-54-3111	吉岡町長
多	野	郡	上	野	村	370-1614	上野村大字川和 11	0274-59-2111	上野村長(選挙管理委員会)
3/	判	ПÞ	神	流	町	370-1592	神流町大字万場 90-6	0274-57-2111	神流町長
			下	仁 田	町	370-2601	下仁田町大字下仁田 682	0274-82-2111	下仁田町長
甘	楽	郡	南	牧	村	370-2806	南牧村大字大日向 1098	0274-87-2011	南牧村長
			甘	楽	町	370-2292	甘楽町大字小幡 161-1	0274-74-3131	甘楽町長
			中	之 条	町	377-0494	中之条町大字中之条町1091	0279-75-2111	中之条町長
			長	野 原	町	377-1392	長野原町大字長野原 1340-1	0279-82-2244	長野原町長
吾	丰.	-11- 17	嬬	恋	村	377-1692	嬬恋村大字大前 110	0279-96-0511	嬬恋村長
台	妻	郡	草	津	町	377-1792	草津町大字草津 28	0279-88-0001	草津町長(選挙管理委員会)
			高	Щ	村	377-0792	高山村大字中山 2856-1	0279-63-2111	高山村長(選挙管理委員会)
			東	吾 妻	町	377-0892	東吾妻町大字原町 1046	0279-68-2111	東吾妻町長(選挙管理委員会)
			片	ᇤ	村	378-0498	片品村大字鎌田 3967-3	0278-58-2111	片品村選挙管理委員会書記長
4ii	根	郡	Ш	場	村	378-0101	川場村大字谷地 2390-2	0278-52-2111	川場村長
利	仅	和	昭 和 柞		村	379-1298	昭和村大字糸井 388	0278-24-5111	昭和村長
		みなかみ町 3			町	379-1393	みなかみ町後閑 318	0278-62-2111	みなかみ町選挙管理委員会書記長
佐	波	郡	玉	村	町	370-1192	玉村町大字下新田 201	0270-65-2511	玉村町選挙管理委員会委員長
			板	倉	町	374-0192	板倉町大字板倉 2682-1	0276-82-1111	板倉町長
			明	和	町	370-0795	明和町新里 250-1	0276-84-3111	明和町長
邑	楽	郡	千	代 田	町	370-0598	千代田町大字赤岩 1895-1	0276-86-2111	千代田町長
			大	泉	町	370-0595	大泉町日の出 55-1	0276-63-3111	大泉町長
			邑	楽	町	370-0692	邑楽町大字中野 2570-1	0276-88-5511	邑楽町長
前			橋		市	371-8601	前橋市大手町 2-12-1	027-898-6742	前橋市長
高			崎		市	370-8501	高崎市高松町 35-1	027-321-1301	高崎市長
桐			生		市	376-8501	桐生市織姫町 1-1	0277-46-1111	桐生市長
伊		勢		崎	市	372-8501	伊勢崎市今泉町 2-410	0270-24-5111	伊勢崎市長
太			田		市	373-8718	太田市浜町 2-35	0276-47-1111	太田市長
沼			田		市	378-8501	沼田市下之町 888	0278-23-2111	沼田市長 (選挙管理委員会)
館			林		市	374-8501	館林市城町 1-1	0276-72-4111	館林市長
渋			Ш		市	377-8501	渋川市石原 80	0279-22-2111	渋川市長(選挙管理委員会)
藤			畄		市	375-8601	藤岡市中栗須 327	0274-22-1211	藤岡市長
富			岡		市	370-2392	富岡市富岡 1460-1	0274-62-1511	富岡市長
安			中		市	379-0192	安中市安中 1-23-13	027-382-1111	安中市長
み		ど		ŋ	市	379-2395	みどり市笠懸町鹿 2952	0277-76-2111	みどり市長
		_	_		_				

注:個別郵便番号を持つ選挙管理委員会は、個別郵便番号を掲載しています。



IX 不在者投票に関するQ&A

1 施設における不在者投票の概要

【施設所在地に住所のある者】

- Q. 住所地の市町村内の病院等に入院している者のうち、歩行ができる者は不在者投票ができないのでしょうか。
- A. 自市町村内であっても投票区外であれば不在者投票ができます。また、施設に入院(入所)中の感染症患者や精神病患者などで、一般投票のために外出させることが適当でないと認められる場合は、たとえ歩行が可能な者であっても、歩行困難な者とみなして施設内で不在者投票をさせて差し支えありません。

【既に指定を受けている不在者投票施設に併設された未指定施設での不在者投票】

- Q. 当病院は不在者投票施設として指定されていますが、このたび分院を設けました。分 院の院長は、本院の院長が兼ねています。この場合、本院院長の管理の下で行うのであ れば、分院でも不在者投票を行うことができますか。
- A. 同一施設又は同一敷地内に関連施設が併設されている場合でも、それぞれの施設が別々に不在者投票施設としての指定を受けない限り、未指定の施設での不在者投票はできません。

よって、分院自体についても別途不在者投票施設としての指定を受けなければ、たと え本院の院長の管理下であっても、その分院では不在者投票を行うことができません。 なお、<u>指定外施設の入院患者(入所者)に不在者投票をさせることは違法であり、選</u> 挙無効の原因となり得るので絶対に行わないでください。

【既に指定を受けている不在者投票施設の経営主体の変更に伴う手続き】

- Q. 不在者投票施設として指定されている病院の経営主体が変わった場合、引き続き、不在者投票を行うことができますか。
- A. 病院の経営主体が変わった場合、当該病院で不在者投票を行うためには、旧経営主体が経営する病院として指定解除の申請を行った上で、新経営主体が経営する病院として指定の申請を行う必要があります。

2 不在者投票に従事する者

【不在者投票管理者を代理すべき者】

- Q. 不在者投票管理者となるべき施設の長がやむを得ない用務のため長期間旅行中等の場合、事務長や事務職員が不在者投票管理者の職務を執行できますか。
- A. 職務を代理すべき立場にある者であれば事務職員等でも執行できます。

【不在者投票管理者の選挙権の有無】

- Q. 不在者投票管理者は、その選挙に関して、選挙権を有する必要がありますか。
- A. 不在者投票管理者となるべき者は、選挙権の有無にかかわらず、当然に不在者投票管理者となります。ただし、<u>その者が候補者となった場合や、外国人である場合は、不在</u>者投票管理者となることができません。

【不在者投票管理者が選挙に立候補した場合】

- Q. 指定病院の院長が選挙に立候補した場合、本人が候補者となっている選挙以外の選挙 について不在者投票管理者となることは可能ですか。
- A. 自ら候補者となった選挙だけでなく、候補者としての身分を有している期間に行われる全ての選挙の不在者投票管理者となることができません。したがって、この場合は院長の職務代理者を不在者投票管理者としてください。
- Q. 指定病院の院長が候補者となり、その職務を代理する者が息子の場合、不在者投票管理者となることは構いませんか。
- A. 不在者投票管理者となることは差し支えありませんが、外部立会人の導入を積極的に 御検討いただく等、立会人の選任について特に留意し、その厳正な立会いの下に不在者 投票を執行するなど、特別の配慮をすることが適当です。

なお、不在者投票管理者としての地位を利用して、選挙運動を行うことは禁止されていますので、注意が必要です。

【不在者投票管理者の投票記載所への常駐】

- Q. 不在者投票管理者は必ず投票記載所にいなくてはなりませんか。
- A. 不在者投票管理者の管理権が及ぶなら、必ずしも投票記載所にいる必要はありません。 ただし、不在者投票管理者の事務補助者と立会人の最低2人、代理投票を行う場合は更 に補助者2人が投票記載所にいなければなりません。

【投票事務への不在者投票立会人の関与】

- Q. 不在者投票立会人は、投票用紙の交付等の補助をしても構いませんか。
- A. 立会人は、投票が公正に行われるように監視しなければならないので、自ら投票事務を行うことはできません。

なお、<u>立会人が事務補助を行ったことにより立会人不在とみなされ、結果としてその</u> 選挙が無効となった事例もありますので、十分注意してください。

【不在者投票立会人の交代】

- Q. 不在者投票立会人は不在者投票の期間の途中で交代しても構いませんか。
- A. 差し支えありません。ただし、改めて立会人選任の手続きが必要です。

3 事前準備

【投票記載所の数】

- Q. 投票記載所は1か所に限られますか。
- A. 投票記載所の数に制限はありませんので、たとえば規模の大きな病院などでは病棟ごとやフロア毎に投票記載所を設けていただくこともできます。

ただし、同時に複数の投票記載所を設ける場合は、各投票記載所にそれぞれ立会人を配置し、全ての投票が立会人の立会いの下で行われるようにしてください。

【投票に用いる筆記用具】

- Q. 投票の記載をする筆記用具に決まりはありますか。
- A. 特にありません。ちなみに、一般投票の投票所では、多くの場合で鉛筆を用いています。

【投票箱】

- Q. 投票箱についての定めはありますか。
- A. 投票箱の設置は特に義務付けられていませんが、市町村選管に送致するまでの間は、 投票用紙等は施錠できる金庫やロッカー等に保管していただくようお願いします。

【候補者氏名の掲示】

- Q. 入院患者から候補者氏名一覧を掲示してほしいという要望が強く、掲示の必要性を痛感していますが、病院(施設)側において自主的に掲示しても構いませんか。
- A. 施設における不在者投票においては法令上、氏名掲示をすることはできません(5 章 参照)ので、投票記載所内での掲示は行わないでください。なお、施設内の投票記載所以外の場所に選挙公報を備え付けておくことは、禁止されるものではありません。

4 外部立会人の導入等

【外部立会人導入の義務】

- Q. 外部立会人の導入は努力義務とされているので、検討しなくても構いませんか。
- A. この規定が努力義務に留められたのは、外部の第三者の立会いを一律に義務化するための人的体制等が現段階では整っていないためとされており、不在者投票管理者におかれましては、投票の公正確保のためできる限りこの義務を果たすよう努めてください。なお、指定病院等がこの義務を果たせるよう、外部立会人を立ち会わせるために必要な経費の予算措置等もされておりますので、導入に向けて積極的に御検討ください。

【外部立会人として選任できる者】

- Q. 立会人は、指定施設の職員以外から選任することもできますか。このとき謝金を払った場合は、相当額を不在者投票特別経費として請求することができますか。
- A. 立会人の要件(4分参照)を満たしていれば選任できますが、一方、不在者投票特別 経費の対象は、事務的経費(投票者1人当たり1,073円)のほか、市町村選管の選 定を受けて指定施設が選任した外部立会人に係る経費に限られています。

外部立会人は、原則として、当該施設が所在する市町村選管が作成した外部立会人の選定を受けることが可能な者の名簿から、市町村選管が選定するものとされています。ただし、当該名簿に掲載されていない者であっても、<u>当該指定施設や特定の候補者・政党等と特別な利害関係がなく、公正・中立の観点から外部立会人としてふさわしいと市町村選管が認める者であれば、外部立会人として選定することも可能ですので、まずは当該施設が所在する市町村選管あて御相談ください。</u>

5 投票用紙等の請求

【不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書】

- Q. 代理請求の場合も不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書を選挙人に提出させなければなりませんか。
- A. 代理請求の場合は必要ありません。

【投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書への署名】

- Q. 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書の氏名は、必ず本人の署名でなければなりませんか。
- A. そもそも代理請求の依頼は、必ずしも書面で行う必要はありません。同様に、署名は 必須の要件ではありませんが、本人からの依頼を適切に確認した上で代理請求の依頼を 受けてください。

【同時選挙における投票用紙等の請求】

- Q. 2以上の選挙が同時に執行される場合、投票用紙等請求書はそれぞれ別に作成しなければなりませんか。
- A. 1つの請求書で複数の投票用紙等を請求しても構いません。

【選挙期日が迫ってからの代理請求依頼】

- Q. 選挙期日が迫った時期に、入院患者から投票用紙等の代理請求の依頼があり、速達郵便でも間に合わないときは、自動車、電車等を利用してでも代理請求を行わなければなりませんか。
- A. 原則として代理請求を断ることはできません。郵便によるか直接によるかは、不在者 投票管理者の判断によりますが、できる限り不在者投票が可能となるようお取りはから いください。

【使者による請求】

- Q. 入院患者から投票用紙の代理請求をしてほしい旨依頼がありましたが、院長の使者を 当該市町村選管に請求に行かせてよいですか。
- A. 不在者投票管理者の管理権の及ぶ者、いわば、不在者投票管理者の手足となって行為 を行う者(使者)であれば請求はできます。

6 投票の実施

【不在者投票用紙等の交付】

- Q. 投票用紙及び不在者投票用封筒を交付された場合、直ちに選挙人に渡すことなく、施設として期日を定めた投票日まで、不在者投票管理者で保管してもよいですか。
- A. 不在者投票をする期日を定めることについては差し支えありませんが、その特定の日以外に投票の申出があった場合にこれを拒否することはできません。

また、市町村選管から交付された投票用紙等は紛失等を防ぐため、不在者投票管理者において施錠できる金庫やロッカー等で保管し、投票記載所で選挙人に交付してください。この場合、投票記載所で交付するとともに、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付間違いのないよう御注意ください。

【選挙人が転院した場合の取り扱い】

- Q. A (指定)病院に入院中に不在者投票用紙等の交付を受けた者が、その後B (指定)病院に移った場合に、B病院内で不在者投票をさせることができますか。
- A. 選挙人自らが請求して投票用紙等の交付を受けた場合であれば、その選挙人に不在者 投票事由がある限り、転院先の病院でも不在者投票を行うことができます。しかし、代 理請求により投票用紙等の交付を受けた選挙人であれば、いったん投票用紙等を返還し 、再度請求し直した上で不在者投票を行うこととなります。

【選挙人の状態により投票ができなくなった場合】

- Q. 選挙人から代理請求の依頼があり投票用紙等を市町村選管から取り寄せましたが、その後選挙人が意識不明や昏睡状態に陥り、不在者投票ができなくなった場合、不在者投票管理者としてどう処置したらよいですか。また、投票実施前に選挙人が退院・退所した場合どうしたらよいですか。
- A. 投票日の前日まで不在者投票管理者においてこれを保管します。不在者投票ができなかったとしても、その後、選挙の投票当日になって選挙人が当日投票に行ける状態になれば、不在者投票のために交付を受けた投票用紙等を市町村選管に返却することで投票ができます(一般投票日当日に不在者施設において不在者投票させることはできません。)。なお、最終的に不在者投票ができなかった場合には、不在者投票事務処理簿に理由を記録した上で、投票用紙等は市町村選管に必ず返却してください。

投票実施前に選挙人が退院・退所したことで不在者投票ができなかった場合にあって も、同様にその理由を不在者投票事務処理簿に記録した上で、投票用紙等は市町村選管に 返却してください。ただし、退院・退所による場合は、投票用紙等は速やかに返却してください。このとき、選挙人は、投票用紙等が返却された以降に当日投票所・期日前投票所で投票できることとなります。

【事務従事者等による候補者氏名等の教示】

- Q. 選挙人から「立候補者の氏名が分からない」と言われた際に、事務従事者や代理投票 補助者等が教えても構いませんか。
- A. 投票誘導や投票干渉に当たるおそれがあるので絶対に行わないでください。なお、選挙人がその意思をもって、候補者の名刺や、候補者の氏名等を記載したメモ等を投票記載所に持ち込むことは他の選挙人の投票行動に影響しない限りは差し支えありません。

【代理投票における意思表示】

- Q. 自書能力もなく話すことも困難な選挙人が、候補者の名刺等を呈示し、自分が投票したい者の氏名等を指示する方法で不在者投票の代理投票ができますか。
- A. 選挙人の意思が確認できる限り差し支えありません。

【氏名又は名称等の同じ候補者(政党等)が2以上あるときの代理投票意思確認方法】

- Q. 代理投票において、氏名又は名称等の同じ候補者(政党等)が2以上ある場合で、選挙人がどの候補者を指示しているのか明確でないとき、どのように対応したらよいでしょうか。
- A. 補助者はあらためて選挙人に対し「どの候補者(政党等)に投票するのですか。」と 聞いた上、投票したい者の氏名等を明確に確認してください。この際、誘導尋問と疑わ れるような言い方は絶対しないでください。

【不在者投票管理者の職務代理】

Q. 病院長名で投票用紙の代理請求をした後病院長に事故があり、その後引き続いて院長代理が院長事務を行っている場合、不在者投票管理者の氏名は院長代理でよいですか。 A. 「院長代理〇〇〇〇」と記載してください。

【記名と署名の違い】

- Q. 不在者投票用外封筒にする不在者投票管理者の記名と立会人の署名に関連して、「記名」と「署名」との違いは何ですか。
- A.「記名」とは、ゴム印による印字や事務職員等による記載など本人以外の者が記載したものを指し、「署名」とは、本人による自署を指します。

7 不在者投票特別経費の請求

【本人請求と代理請求】

- Q. 投票用紙等を代理請求した場合と本人が請求した場合とでは、経費の支払額に違いがありますか。
- A. いずれも同額で1,073円です。

【同時に実施した選挙における経費の額】

- Q.1人の選挙人が衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票をした場合と1つの選挙についてのみ不在者投票をした場合とで経費の支払額に違いはありますか。
- A. いずれも同額で1,073円です。なお、参議院議員通常選挙における選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙についても同様の取扱いとなります。

【国政選挙における他県に住所がある選挙人に係る経費請求先】

- Q. 参議院議員通常選挙において不在者投票を行う場合で、群馬県以外に住所がある入所 者等のうち、他の都道府県の市区町村選管から投票用紙の交付を受けて不在者投票を行 った選挙人に係る不在者投票の経費は、どこに請求すればよいですか。
- A. 不在者投票を行った全ての選挙人分について、群馬県選挙管理委員会書記長へ請求してください。

衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙については、他県の選挙人の分についても 併せて群馬県選挙管理委員会書記長あて請求してください。ただし、一部の都道府県(地域)のみで実施される補欠選挙等については、その選挙が実施された都道府県に請求 してください。 X 各様式の記載例

群馬県選挙管理委員会委員長様

施設の名称 〇 〇 病院

代表者の職氏名 院長 赤城 太郎 (印)

不在者投票ができる施設の指定について (申請)

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号に該当する施設として指定を受けたいので申請 します。

記

- 1 施設の概要 別紙「不在者投票施設概要」のとおり
- 2 申請理由 入院患者から投票希望が多く寄せられているため
- 3 添付書類
- (1) 不在者投票施設概要
- (2) 施設開設許可書等(写)
- (3) 職員(職種・氏名・年齢)一覧表
- (4) 施設案内文書 (パンフレットで既存のもの)

(別紙)

不在者投票施設概要

ふりがな まるまるびょういん

1 名 称 〇〇病院

○○市××町△△番地 2 所在地

(電話000-000-000)

医療法人〇〇会 理事長 赤城太郎 3 開設者

(法人名)

4 施設の種別 (該当するものに○)

①)病院(介護老人保健施設を含む)

(診療科目:××科

)

- ② 老人ホーム (養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、 有料老人ホーム)
- ③ 身体障害者支援施設
- ④ 保護施設
- 5 病床数(入所定員)

50床

6 従業員(職種別)数

医師 5名 看護師 30名 事務員 5名

申請時点で予定される執行体 制を記入してください

7 不在者投票における事務執行体制(予定)

(1) 不在者投票管理者 赤城太郎(院長)

(2) 不在者投票立会人

榛名次郎 (事務長)

(3) 代理投票補助者(2名) 妙義三郎(看護師)、浅間花子(看護師)

(4) 事務従事者

白根友子(事務員)

8 入院(所)者数(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

市町村別

市町村名	前橋市	高崎市	吉岡町	榛東村				計
人	3 0	1 0	6	4				5 0

年齢別

年齢	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80以上	計
人			5	2 0	1 0	1 0	5	5 0

OO年OO月OO日

群馬県選挙管理委員会委員長様

名称に変更があった場合は、 新しい名称で届出 施設の名称 × × 病院

代表者の職氏名 院長 赤城 太郎 (印)

不在者投票施設の届出事項の変更について (届出)

不在者投票施設の届出について、下記事項に変更がありましたので届け出ます。

記

1 変更事項(該当するものに○)

項目(変更項目に〇)			内	容		
0	施設の名称	(新) × (旧) O					
	所在地	(新)					

2 添付書類

変更を証する書類(変更許可書等) 1部

OO年OO月OO日

群馬県選挙管理委員会委員長様

施設の名称 〇 〇 病院

代表者の職氏名 院長 赤城 太郎 (印)

不在者投票施設の指定解除について(申請)

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号該当施設として指定を受けていましたが、下記 の理由により不在者投票施設の指定の解除を申請いたします。

記

- 1 指定を解除しようとする施設
- (1) 施設の名称
 - 〇〇病院
- (2) 所在地

○○市××町△△番地

2 理 由

・・・・・・・のため

投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書

選挙当日の日付を記入(各施設で不在者投票を実施する日ではありません)

私は、OO年OO月OO日執行(予定)の 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、 OO病院 で不在者投票を行いたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付請求を依頼します。

同時に執行される選挙については一括処理が 可能(以下同様)

OO年OO月OO日

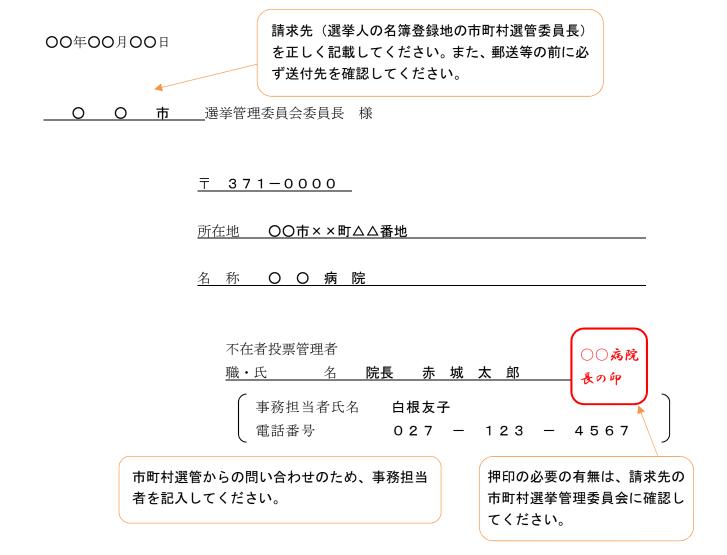
○○病院長 赤 城 太 郎 様

現 住 所	前橋市〇〇町×-×-×	
選挙人名簿に登録 されている住所	同上	
(病) 室 名	2 0 1 号室	
氏 名	群馬太郎	(印)
生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 平成	(男・女)
備考	点字	

- ★点字で投票する者は、備考欄に「点字」と記載すること。
- ★都道府県選挙において、従前住所を有していた現に選挙人名簿に 登録されている市町村に対して請求する者は、備考欄に「引続居住」 と記載すること。

投票用紙及び不在者投票用封筒請求書

別記の選挙人 20 人は、OO年OO月OO日執行(予定)の 衆議院議員総選挙及び最高裁判 所裁判官国民審査 の当日、当 O O 病 院 にあるため、当病院(当施設)において投票する 見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別記選挙人に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。



別記(投票用紙等の請求書に添付)

No.	住所	選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生 年 月 日	備考
1	前橋市〇〇町×-×-×	同左	群馬太郎	明治 大正 昭和 平成	点字
2	前橋市▲▲町00番地	同左	上州四郎	明治 <u>大正</u> 昭和	
3	高崎市■■町▽一▽	│ │前橋市□□町△ー△ー△ │	上野花子	明治 大正 <u>昭和</u> 2年 2月 2日 平成	引続居住
4				明治 大正 昭和 平成	
5	3か月以内に転居した方から請求 名簿に登録されている市町村とが 者がいる場合は、関係する市町村(異なることがありますので、該当		明治 大正 昭和 平成	
6		請求依頼のあった選挙人に		明治 大正 昭和 平成	
7		ついて記載してください。		明治 大正 昭和 平成	
8				明治 大正 昭和 平成	
9				明治 大正 昭和 平成	
10				明治 大正 昭和 平成	

- ★点字で投票する者は、備考欄に「点字」と記載すること。
- ★都道府県選挙において、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村に対して請求する者は、備考欄に「引続居住」と記載すること。

不在者投票立会人選任・承諾書

〇〇年〇〇月〇〇日執行の **衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査** の当病院(当施設) における不在者投票につき、次のとおり立会人を選任します。

立会人氏名	住	所
榛名次郎	〇〇市〇〇町〇〇番地	

OO年OO月OO日

施	設	\mathcal{O}	名	称	0	0	病	院					
不	生者:	投票	管理	11者									
職	· 氏			名	院	Ę	赤	城	太	郎	(印)		

上記の立会人になることを承諾します。

〇〇年〇〇月〇〇日

氏 名 **榛 名 次 郎** (印)

代理投票補助者選任・同意書

〇〇年〇〇月〇〇日執行の **衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査** の当病院(当施設) における不在者投票につき、次のとおり代理投票の補助者を選任します。

補助者氏名	住 所
妙 義 三 郎	〇〇郡〇〇町大字〇〇××番地
浅間花子	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

<u>施</u> 設 の 名 称 O O 病 院

不在者投票管理者
職・氏 名 院長 赤 城 太 郎 (印)

上記の者の選任につき、同意いたします。

OO年OO月OO日

氏 名 榛 名 次 郎 (p)

代理投票処理簿

医学名】
(不在者投票管理者)

	補	 ———— 力	者		
選挙人氏名	氏	 氏	 名	事由	摘要
		1			

仮投票処理簿

【選挙名】 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

(不在者投票管理者 赤城太郎)

	仮投票	の原因		
選挙人氏名	選挙人 不 服		投票拒否の事由	摘要
上野花子	0		自書可能と認められる者	代理投票 の仮投票
			【投票拒否の事由】 事由を簡潔に記載	

(様式10) 投票用紙の返送時に同封

点字投票·代理投票報告書

選挙人氏名	点字 投票 (○印)	代 : 事 由	理投		仮投票 (○印)
	(, ,		氏 名	氏 名	
群馬太郎	0				
上州四郎		片麻痺のため	妙義三郎	浅間花子	
上 野 花 子		右上肢治療中のため	妙義三郎	浅間花子	0

当病院(当施設)における点字投票及び代理投票した者は、上記のとおりです。

(様式11)

不在者投票事務処理簿

【選挙名】 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

						(不在者	皆投票管理者		赤 城	太郎)
					代理請求の 場合、投票		投		票		
	選挙人住所	選挙人氏名	投票用紙等の請求月日 及び方法	選管からの 投票用紙等 の受理月日	用無後の 受挙人への 交付月日	投票月日	立 会 人 氏 (市町村選定の 右欄に○をつけ	場合、	点字投票 代理投票 仮投票の 実 施	投票の 送致月日 及び方法	備考
1	〇〇市××町△-△-△	群馬太郎	〇月〇日 院長 直接	ОЛОН	ОЛОН	ОЯОВ	高崎次郎	0	点字投票	〇月〇日 直接	
2	〇〇市××町△一△一△	0000	〇月〇日 代理人 直接	ОЛОН	ОЛОН	ОЯОВ	高崎次郎	0	代理投票	〇月〇日 直接	
3	〇〇市××町△-△-△	0000	〇月〇日 本人 郵便	ОЛОП		ОЯОВ	高崎次郎	0	仮投票	〇月〇日 郵便	
4	〇〇市××町△一△一△	0000	〇月〇日 院長 直接	ОЯОН						7	投票辞退
5			7				点字投票、代理投票 実施した場合、その		/		^
	代理請求の場合:「院長」「 本人請求の場合:「本人」	「施設長」等 _									
6	市町村選管に直接出向いて	[請求した場合 : 「直接」					市町村選管(に直接届	届けた場合 : 「直	接」	
7	郵便で請求した場合:「郵	便」					郵便で届けた	た場合:	「郵便」		
8									,なかった者にて 「退院 (退所)」	•	
9							(特別	引経費の)請求人数に含め	うることはできる 	ません)
10											

*経費の請求書に必ず添付すること

不在者投票特別経費請求書 (様式12)

「¥」をつけてください 円 万 千 百 +金 ¥ 2 5 3 6 0 (内 訳) 選挙名 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 投票者数(20) 人 × 1,073円 市町村が選定した立会人への報酬相当額 3,846 円 (実績報告書を添付)

上記金額を請求します。

〇〇年〇〇月〇〇日

原則として口座名義人による請求とし、不在者投票管理者 (院長、施設長等) 以外が請求する場合は「委任状」部分 にも記載をお願いします。

群馬県選挙管理委員会書記長 様 (請求の宛名をは手引 p.19 参照)

(請求者) *口座名義人

在 地 〇〇市××町△△番地 所

施設(法人)名 医療法人〇〇会

職 • 氏 名 理事長 赤 城 太 郎

法人印・施設印・ 個人印等は不可

【電話番号 027-123-4567

事務担当者

白根友子

振込金融機関名	0 0)	銀行・信 信用組合	京用金庫 ・農協	0	0	本店 支店・	出張所
フリガナ	イ) マル	マルカイ	イ リジ	チョウ	アカギ	タロウ		
口座名義人	医療法人	〇〇会	理事長	赤城之	太郎			
口座種別及び 口座番号 (右詰で記入)	(O) 普通 () 当座	9	9	9	9	9	9	9

(添付書類) 不在者投票事務処理簿の写し

どちらかにOを

同じ「赤城太郎」でも、請求者が 「院長」でなく「理事長」等であ れば委任状が必要です。

(以下は不在者投票管理者以外が請求する場合のみ記入)

任: 状

私は、上記の者を代理人と定め、不在者投票特別経費の請求及び受領に関する権限を委任します。

〇〇年〇〇月〇〇日

在 〇〇市××町△△番地 所 地

〇〇病院 施設の名称

不在者投票管理者

職・氏名 院長赤城太郎 ○○病院 長の印

院長印・施設長印等を 押印(法人印·施設印· 個人印等は不可)

(請求書裏面)

記載上の注意事項

- 1 請求金額欄の金額には「¥」をつけること。
- 2 不在者投票人員は、投票用紙等の請求依頼を行ったが、実際には不在者投票を行わなかった選挙 人を算入しないこと。

なお、不在者投票人員を確認する資料として「不在者投票事務処理簿」の写しを添付すること。

- 3 市町村が選定した立会人に支出した報酬相当額を請求する場合は、「外部立会人選任による不在者 投票実績報告書」の写し及び立会人から徴した領収書の写しを添付すること。
- 4 同時(同日)選挙の時は、両選挙を1件とすること。
- 5 請求者の印を必ず押印すること。
- 6 請求者電話番号、事務担当者を必ず記入すること。
- 7 請求書の宛名は「施設における不在者投票施設の手引き」19ページで確認すること。

〇〇年〇〇月〇〇日

<u>O O 市</u>選挙管理委員会 あて

(施設名) O O 病 院 (不在者投票管理者氏名) 院長 赤城太郎 (事務担当者氏名) 白根友子 (電話番号) 027-123-4567 (FAX番号) 027-234-5678

外部立会人の選定について(依頼)

当施設では、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条第1項の規定により、下記のとおり 不在者投票を実施する予定ですので、同条第10項の規定に基づく立会人の選定を依頼します。

記

(1)日時

〇〇年〇〇月〇〇日 13時00分 ~ 16時00分

- (2)場 所
 - ○ 病 院(○○市××町△△番地)
- (3) 見込まれる投票者数

30人(概算)

00	年〇		$\exists \cap$	\cap	Н
\sim	\neg	· •		\sim	ы

(施設名)	0	0	病	院	
(不在者投票管理者氏名)	院長	<u> </u>	赤城太	郎	様

<u>○ ○ 市</u>選挙管理委員会

外部立会人の選定(任命)等について(通知)

貴施設からあった標記の件については、次のとおり対応します。

(以下の番号のいずれかに○を付ける)

(1.) 次の者を立会人に選定し、貴施設に派遣します。

ふりがな **たかさき じろう**

氏 名 高崎次郎

貴施設からの報酬支払い

- ・必要 (時給 1, 2 8 2 円) \leftarrow 金額は市町村において記入する。(例 時給 1, 2 8 2 円) *実際に立ち会った時間に基づき支給してください。
 - *時給の場合、1時間未満の端数は切上げてください。

· 不要

2. 立会人は派遣できませんが、投票実施時間中に次の職員を巡回させます。 職員氏名

*立会人は従来どおり、施設において選定してください。

3. 今回は上記1. 2のいずれの対応もできません。

事務担当者氏名	0000
電 話 番 号	000 (000) 0000
F A X 番 号	000 (000) 0000

〇〇年〇〇月〇〇日

(立会人氏名) 高崎次郎 様

O 市 選挙管理委員会

外部立会人の選定(任命)について(通知)

あなたを下記の施設で行う不在者投票における外部立会人に選定(任命)しましたので、通知します。

記

- (1) 施設名
 - ○ 病 院(○○市××町△△番地)(電話番号) ○27-123-4567(担当者名) 白根友子
- (2) 立会日時

〇〇年〇〇月〇〇日 13時00分 ~ 16時00分

- (3)報酬支払いの有無
 - ・有り (時給 1, 282円) ← 金額は市町村において記入する。(例 時給 1, 282円) *実際に立ち会った時間に基づき支給されます。
 *時給の場合、1時間未満の端数は切上げます。

<u>・無し</u>

(4) その他

当日は印鑑を必ず御持参ください。

事務担当者氏名	0000
電 話 番 号	000 (000) 0000
F A X 番 号	000 (000) 0000

		OO年OO月OO日
<u>O O 市</u>	選挙管理委員会 あて	押印の必要の有無は、報告先の 市町村選挙管理委員会に確認し てください。
	(施設名)	〇〇病院
	(不在者投票管理者氏名)_	──院長 赤城太郎 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――

外部立会人選任による不在者投票実績報告書

以下のとおり報告します。

- 1 不在者投票立ち会いの実績
 - (1) 立会日

〇〇年〇〇月〇〇日

- (2) 立会時間
 - 13時00分 ~ 16時00分(3時間00分)
- (3) 立会場所
 - ○ 病 院(○○市××町△△番地)
- (4) 立会人氏名

高崎次郎

(5) 不在者投票者総数

20人

(投票者の市町村別内訳)

- ■■市8人、□□市6人、△△町3人、●●村2人、××村1人
- 2 要した経費(報酬)の額

3,846 円

- *上限は1日10,900円、時給1,282円です。
- *立会人から徴した領収書の写しを添付してください。

(領収書の例) 外部立会人制度を導入した指定施設において報酬を支払った場合、立会人から徴収 *施設で独自の領収書がある場合は、そちらを用いても構いません。

領 収 書

○○病院 院長 赤城太郎 様

金3,846円也

ただし、不在者投票立会人報酬として

〇〇年〇〇月〇〇日

(立会人) 住 所 ○○市▲▲町××番地 氏 名 高崎 次郎 (印)

XI 様式集

様式については群馬県ホームページからもダウンロードできます。

群馬県ホームページ (https://www.pref.gunma.jp)

トップページから、「県政情報・DX・県の計画」>「選挙」>

「県及び国政選挙の管理執行、政治団体などのことなら」>「申請書等の様式」

>「施設における不在者投票事務の手引」を選択

(様式1)

年 月 日

群馬県選挙管理委員会委員長 様

施設の名称

代表者の職氏名 (印)

不在者投票ができる施設の指定について (申請)

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号に該当する施設として指定を受けたいので申請 します。

記

- 1 施設の概要 別紙「不在者投票施設概要」のとおり
- 2 申請理由

- 3 添付書類
- (1) 不在者投票施設概要
- (2) 施設開設許可書等(写)
- (3)職員(職種・氏名・年齢)一覧表
- (4) 施設案内文書 (パンフレットで既存のもの)

(別紙)

年齢別

不在者投票施設概要

	ふりがな
1	名 称
2	所在地 (電話 – –
3	開設者 法人名)
4	施設の種別(該当するものに〇) ① 病院(介護老人保健施設を含む) (診療科目: ② 老人ホーム(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム 有料老人ホーム) ③ 身体障害者支援施設 ④ 保護施設
5	病床数(入所定員)
6	従業員(職種別)数
(:	不在者投票における事務執行体制(予定)) 不在者投票管理者) 不在者投票立会人) 代理投票補助者(2名)) 事務従事者
8	入院(所)者数(年 月 日現在) 市町村別
	市 町 村 名
	Λ Ι Ι Ι Ι Ι Ι Ι Ι Ι Ι Ι Ι Ι Ι Ι Ι Ι Ι Ι

年齢	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80以上	計
人								

(様式2)

年 月 日

群馬県選挙管理委員会委員長 様

施設の名称

代表者の職氏名 (印)

不在者投票施設の届出事項の変更について(届出)

不在者投票施設の届出について、下記事項に変更がありましたので届け出ます。

記

1 変更事項(該当するものに○)

項目(変更項目に〇)	内 容
	施設の名称	(新)
	所在地	(新)

2 添付書類

変更を証する書類(変更許可書等) 1部

(様式3)

年 月 日

群馬県選挙管理委員会委員長 様

施設の名称

代表者の職氏名 (印)

不在者投票施設の指定解除について (申請)

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号該当施設として指定を受けていましたが、下記の理由により不在者投票施設の指定の解除を申請いたします。

記

- 1 指定を解除しようとする施設
- (1) 施設の名称
- (2) 所在地
- 2 理 由

投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書

私は、	年	月	日執行(予定)の	選挙に
おいて、			で不在者投票を行いたいので、	投票用紙及び不在者投票用封筒の交付
請求を依頼しる	ます 。			

年 月 日

核	羕
---	---

現	住	所					
選挙人名されて							
(病)	室	名					
氏		名					印
生年	月	日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日生	(男・女)
備		考					

- ★点字で投票する者は、備考欄に「点字」と記載すること。 ★都道府県選挙において、従前住所を有していた現に選挙人名簿に 登録されている市町村に対して請求する者は、備考欄に「引続居住」 と記載すること。

投票用紙及び不在者投票用封筒請求書

別記	己の選挙人		人は、	年	月	日執行	(予定)の)		
			選挙の	の当日、当				にある	ため、当病院(当
施設)	において	投票する	見込みでる	あり、公職活	選挙法施	行令第50	条第4項の)規定によ	る依頼があっ	た
ので、	別記選挙	人に代わ	って、投昇	票用紙及び	不在者投	票用封筒の	交付を請求	さします。		
	年	月	日							
	,	•								
			選挙管	理委員会委	員長 村					
					. > . > .					
			〒							
			<u>-'</u>							
			所在地							
			<u>1711446</u>							
			名 称							
			<u>41 47 </u>							
					-m -b ∕.					
				E者投票管理					(rn)	
			<u> </u>	· 氏	名				(印)	
				事務担当	者氏名)
				電話番号			_	_		
				•						

別記(投票用紙等の請求書に添付)

No.	住	所	選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名		生 年 月	日		備考	
1					明治 大正 昭和 平成	年	月	日		
2					明治 大正 昭和 平成	年	月	日		
3					明治 大正 昭和 平成	年	月	日		
4					明治 大正 昭和 平成	年	月	日		
5					明治 大正 昭和 平成	年	月	日		
6					明治 大正 昭和 平成	年	月	目		
7					明治 大正 昭和 平成	年	月	目		
8					明治 大正 昭和 平成	年	月	目		
9					明治 大正 昭和 平成	年	月	目		
10					明治 大正 昭和 平成	年	月	目		

- ★点字で投票する者は、備考欄に「点字」と記載すること。
- ★都道府県選挙において、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村に対して請求する者は、備考欄に「引続居住」と記載すること。

不在者投票立会人選任·承諾書

立. 差	人	氏	名		住	所	
年	月		日				
				# = n	7		
				施設の名			
				不在者投票管	理者		
				職・氏			(印
記の立会	人にな	るこ	とを	承諾します。			
記の立会	人にな	るこ	とを草	承諾します。			

代理投票補助者選任·同意書

佣 即	力者	氏	名	住	所	
年	月		日			
年	月		日	施 設 の 名 称		
年	月		日			
年	月		日	施設の名称 不在者投票管理者 職・氏 名		(F
年	月		日	不在者投票管理者		1)
年	月		日	不在者投票管理者		(Ē
				不在者投票管理者		4)

代理投票処理簿

【選挙名】		
	(不在者投票管理者)

湿光上丘友	補	耳	h	者	事 由		摘要	
選挙人氏名	氏	名	氏	名				
		_						

)

仮投票処理簿

【選挙名】	

(不在者投票管理者

仮投票の原因 選挙人氏名 投票拒否の事由 摘 要 選挙人 立会人 不 服 異 議

(様式10) 投票用紙の返送時に同封

点字投票·代理投票報告書

	点字		代	廷	E :	投	票		仮投票
選挙人氏名	投票 (○印)	事	由	-	補	助		者	(○印)
					氏	名	氏	名	

当病院(当施設)	における点	字投票及び代理投票した者は、上記のとおりです。	
年	目 目		
		举管理委員会委員長 様	
		施設の名称	
		不在者投票管理者 職・氏 名	(印)_

不在者投票事務処理簿

|--|

(不在者投票管理者

投 代理請求の 場合、投票 選管からの 投票用紙等の請求月日 用紙等の 点字投票 選挙人住所 選挙人氏名 投票用紙等 備考 投票の 立会人氏名 及び方法 受理後の 代理投票 の受理月日 (市町村選定の場合、 送致月日 投票月日 選挙人への 仮投票の 右欄に○をつける) 及び方法 交付月日 実 施 4 5 6 8 9 10

*経費の請求書に必ず添付すること

ဂ္

(様式12)

不在者投票特別経費請求書

		111	工力汉	· 214 J.11 \	いが一体		Ħ	
	金			万	千	百	+	円
(内 <u>)</u>	訳) 選 挙 名							
<u>1</u>	投票者数()人	× 1,	,073円
<u> </u>	市町村が選	定した立会	≧人への報酬	州相当額		円	(実績執	设告書を添付)
上記金額	額を請求し	ます。						
4	年 月	日						
/=+ b	ملر \ما				(請求∂	り宛名は手	引 p . 1 9	参照)
(請求)	者) * 口座 [。] 在 :	名義人 地						
	設(法人)。	名						
職	· 氏	名						印
	【電		_		_	事務	5担当者	
振迟	N.金融機関名	,			行・信用金 用組合・農			本店 支店・出張
フ	リ ガ ナ	-						
	座名義人							

(添付書類) 不在者投票事務処理簿の写し

口座番号(右詰で記入) () 当座

(以下は不在者投票管理者以外が請求する場合のみ記入)

()普通

委 任 状

私は、上記の者を代理人と定め、不在者投票特別経費の請求及び受領に関する権限を委任します。

年 月 日

所 在 地

口座種別及び

施設の名称

不在者投票管理者 職・氏名

印

(請求書裏面)

記載上の注意事項

- 1 請求金額欄の金額には「Y」をつけること。
- 2 不在者投票人員は、投票用紙等の請求依頼を行ったが、実際には不在者投票を行わなかった選挙 人を算入しないこと。

なお、不在者投票人員を確認する資料として「不在者投票事務処理簿」の写しを添付すること。

- 3 市町村が選定した立会人に支出した報酬相当額を請求する場合は、「外部立会人選任による不在者 投票実績報告書」の写し及び立会人から徴した領収書の写しを添付すること。
- 4 同時(同日)選挙の時は、両選挙を1件とすること。
- 5 請求者の印を必ず押印すること。
- 6 請求者電話番号、事務担当者を必ず記入すること。
- 7 請求書の宛名は「施設における不在者投票施設の手引き」19ページで確認すること。

年 月 日

__________選挙管理委員会 あて

(施設名)

(不在者投票管理者氏名)

(事務担当者氏名)

(電話番号)

(FAX番号)

外部立会人の選定について(依頼)

当施設では、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条第1項の規定により、下記のとおり 不在者投票を実施する予定ですので、同条第10項の規定に基づく立会人の選定を依頼します。

記

(1)日 時

年 月 日 時 分~ 時 分

- (2)場 所
- (3) 見込まれる投票者数

人 (概算)

(様式14) 市町村選管から施設宛てに通知(FA	X可)				
			年	月	日
施設名)	_				
(不在者投票管理者氏名)	_ 様				
		選挙管	理委員	皇会	
外部立会人の選定(任命)等について	(通知)			

貴施設からあった標記の件については、次のとおり対応します。

(以下の番号のいずれかに○を付ける)

1. 次の者を立会人に選定し、貴施設に派遣します。

ふりがな

氏 名

貴施設からの報酬支払い

- 円) ←金額は市町村において記入する。(例 時給1,282円) 必要(
 - *実際に立ち会った時間に基づき支給してください。
 - *時給の場合、1時間未満の端数は切上げてください。
- 不要
- 2. 立会人は派遣できませんが、投票実施時間中に次の職員を巡回させます。

職員氏名

- *立会人は従来どおり、施設において選定してください。
- 3. 今回は上記1. 2のいずれの対応もできません。

事務	务担当	者出	名	
電	話	番	号	()
F	A X	番	号	()

(様式15) 市町村選管から立会人宛てに通知 (FAX可)	参考
有	三 月 日
(立会人氏名) 様	
選挙管理	탄委員会
外部立会人の選定(任命)について(通知)	
あなたを下記の施設で行う不在者投票における外部立会人に選定(任命)しましたので	、通知します。
記 (1) 施設名	
(電話番号) (担当者名)	
(2) 立会日時	
年 月 日 時 分 ~ 時 分	
(3) 報酬支払いの有無	
・有り (円) ← 金額は市町村において記入する。(例 時給 1,28 *実際に立ち会った時間に基づき支給されます。 * 時給の場合 1 時間未満の機数は切上げます	2円)

(4) その他

無し

当日は印鑑を必ず御持参ください。

事	いい ちゅうかい ちゅう	4者日	名	
電	話	番	号	()
F	A X	【 番	号	()

(様式16)立会人を選定した中町村及い个仕有投票特別経貨請求先に提出			
	年	月	Ħ
選挙管理委員会 あて			
(施設名)			
(不在者投票管理者氏名)		(印)	_
外部立会人選任による不在者投票実績報告書			
以下のとおり報告します。			
1 不在者投票立ち会いの実績			
(1) 立会日 年月日 (2) 立会時間 時分~時分(時間分) (3) 立会場所			
(4) 立会人氏名			
(5) 不在者投票者総数 人 (投票者の市町村別内訳)			
2 要した経費(報酬)の額 円			

69

*上限は1日10,900円、時給1,282円です。 *立会人から徴した領収書の写しを添付してください。